

○学校法人弘徳学園PC貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人弘徳学園（以下「本学園」という。）学生へのPCの貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 PCは、本学園教育における授業・調査学習の進展、より効率の高い体験学習の展開、プレゼンテーション能力の向上、質の高いグループワークなど、教育の質の向上に資することを目的として貸与する。

(対象者)

第3条 PCの貸与対象者は、本学園に在籍している学生（以下「被貸与者」という。）とする。

(期間)

第4条 貸与に対するPCの貸与期間は、最長卒業年度の1月末までとする。

(機器)

第5条 貸与するPCは、次の機種とする。

Acer Chromebook 11 C732L

(手続)

第6条 PCの貸与を申し出た被貸与者は、別紙様式に基づき、手続の上、理事長の許可を受けなければならない。

2 前条の手続き終了者は、貸与PCの利用及び取扱いに関する諸事項の説明を受けなければならない。

(管理責任)

第7条 被貸与者はPCの利用・保管を適正におこなうとともに、携帯中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。貸与期間中の管理責任は被貸与者が負うものとする。

(遵守事項)

第8条 貸与されたPCの適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び本学園の諸規程を遵守しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項を行わないこと。

- (1) 第2条の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸、売却あるいは譲渡
- (3) 使用に必要なID 及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のID 及びパスワードを用いての利用

(4) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源へのアクセス

(5) 不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更
(事故)

第9条 被貸与者は、次に掲げる場合には、直ちに姫路大学 教学部教務・学生・厚生課または豊岡短期大学 教務学生部に報告しなければならない。

- (1) PCを破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき
- (2) パスワードが第三者に洩れた可能性があるとき
- (3) PCが正常に作動しなくなったとき
- (4) データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、または、それらのおそれのある事実を発見したとき

2 個人情報の漏洩など、貸与期間中の事故によって生じる費用が、被貸与者の遵守義務違反による場合は、被貸与者が負担しなければならない。

(利用の停止)

第10条 本学園の諸規定に違反した者及び第8条の遵守事項を怠った者には、PCの貸与を停止する。

(返却)

第11条 貸与期間が終了した場合、貸与期間において被貸与者が対象者でなくなった場合、第10条に該当する場合あるいは本学園が必要と認めた場合には、被貸与者はPCを速やかに返却しなければならない。

2 返却されたPCに障害あるいは破損等がある場合には、第9条第2項に従って被貸与者が費用を負担しなければならない。

3 故意による破損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由でPCの全部または一部が返却できない場合には、本学園が定める相当の代価を弁償しなければならない。但し、本学園が特に必要と認めたときは、相当代価を減額又は免除することができる。

(自己責任)

第12条 PCの利用は自己責任を原則とし、PCの利用によって生じた費用及び損害は被貸与者個人が負わなければならない。

(事務)

第13条 貸出に関する事務は、姫路大学 教学部教務・学生・厚生課、豊岡短期大学 教務学生部が行う。

(その他)

第14条 PC貸与に関して、この規程に定められていない事項が発生した場合には、被貸与者および本学園が話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別紙様式

学校法人弘徳学園PC貸与誓約書

学校法人弘徳学園

理事長 上田 正一 殿

下記のとおりPCを借用し、学校法人弘徳学園PC貸与規程を遵守することを誓約します。

また、破損・紛失等の場合には、学園の指示に従い、実費もしくは現物をもって弁償します。

年 月 日

学籍番号		学生氏名	㊞
住 所	〒		
電話番号			
E-mail			
保証人氏名	㊞		
保証人住所	〒		
保証人 電話番号			

貸出機種	Acer Chromebook 11 C732L	アセットID	ST
返却期限	年	月	日まで